

香川県新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 計画のポイント

<計画の趣旨・根拠>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容（選択肢）を示すものとして、政府・都道府県・市町村が作成。県は、政府行動計画に基づき県行動計画を作成（特措法第7条第1項）。

なお、有事には、別途、政府により基本的対処方針が作成され（特措法第18条第1項）、県はこれに基づき対策を実施する（特措法第3条第4項）。

<計画の目的>

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること
- ② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

<計画の対象となる感染症>

新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）（※1）

新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

新型インフルエンザ
（同項第1号）

新型コロナウイルス感染症
（同項第3号）（※2）

再典型インフルエンザ
（同項第2号）

再典型新型コロナウイルス感染症
（同項第4号）

指定感染症
（感染症法第6条第8項）
（※3）

新感染症
（感染症法第6条第9項）
（※4）

（※1）新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずることができるのは、肺炎等の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限られる。（特措法第31条の6第1項、特措法施行令第5条の3第1項）

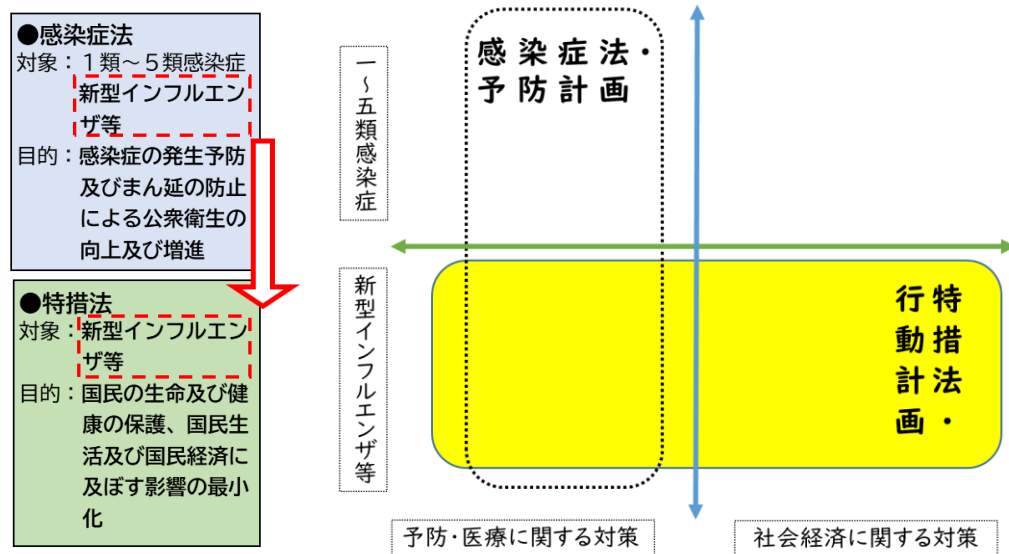
（※2）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5類感染症であり（感染症法施行規則第1条第15号）、左記の新型コロナウイルス感染症には含まれない。

（※3）特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第8項の指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

（※4）特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第9項の新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

2 計画の根拠法と位置づけ等

<感染症法と特措法の関係>



<計画の位置づけ>

	特措法	感染症法	地域保健法	医療法	各計画の整合性確保を図る必要
国	政府行動計画	基本指針・特定感染症予防指針	地域保健基本指針	基本指針	
県	県行動計画	予防計画		保健医療計画	
高松市 (保健所設置市)	市行動計画	予防計画			
高松市以外の 市町	市町行動計画				
保健所			健康危機対処計画（感染症編）		
環境保健研究センター			健康危機対処計画（感染症編）		

3 計画の改定について

<改定の趣旨>

令和6年7月、政府行動計画が、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、平成25年6月の策定以来初めて、全面的に改定された。これに伴い、県行動計画を全面的に改定する。

<改定のポイント>

政府行動計画の改定内容を基本としつつ、本県における新型コロナ対応の経験も踏まえたものとしている。

◎政府行動計画改定のポイント

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保
- 国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
 - 6項目だった対策項目を13項目に拡充。内容を精緻化
 - 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
 - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を毎年度フォローアップ※
 - 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定
- ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化

◎政府行動計画の対策項目の比較

※は新規項目

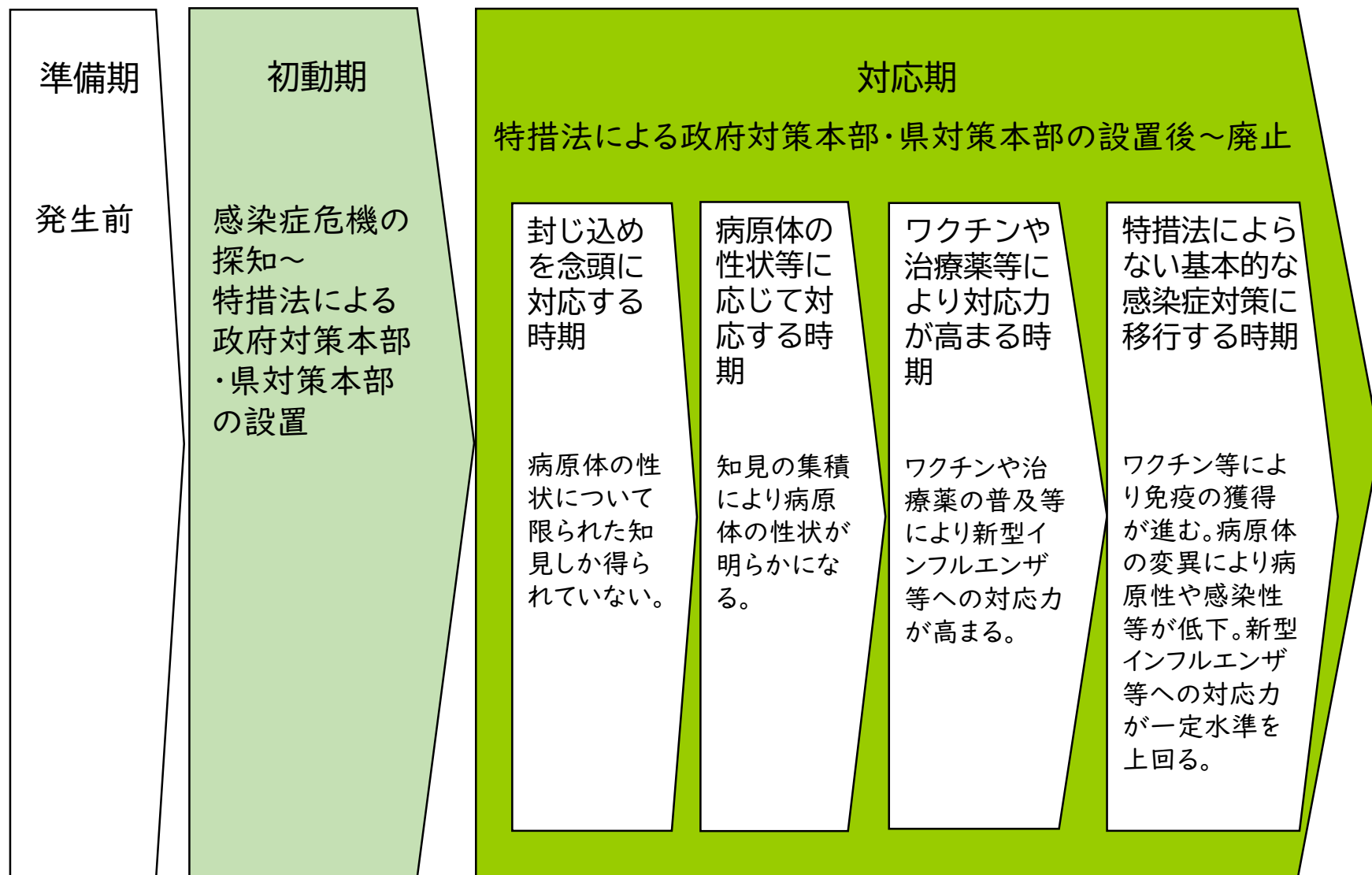
改定前	改定後	主要な改定内容
①実施体制	①実施体制	国・都道府県による総合調整や指示の明記
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析	感染症インテリジェンスの明確化
	③サーベイランス	状況に応じたサーベイランスの切替えの明記
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの追加
④予防・まん延防止	⑤水際対策※	対応を具体的にきめ細かく記載
	⑥まん延防止	対策の効果と国民生活・経済への影響を勘案
	⑦ワクチン※	新型インフルのみ→新型インフル以外も念頭、DXの推進
⑤医療	⑧医療	県と医療機関との協定締結による体制整備の記載
	⑨治療薬・治療法※	新型インフルのみ→新型インフル以外も念頭
	⑩検査※	ほぼ記載なし→協定締結等の検査体制整備
	⑪保健※	平時からの保健所等の体制整備、ひっ迫の支援体制等の記載
⑥国民生活・国民経済	⑫物資※	個人防護具の備蓄・配置の記載
	⑬国民生活・国民経済	国民の心身への影響、事業者支援等の記載

4 計画の施策体系

<対策項目と横断的視点>

対策項目	基本理念・目標（要旨）	横断的視点		
①実施体制	県全体の危機管理の問題として取り組む。	Ⅰ 人材育成	Ⅱ 国・市町との連携	Ⅲ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
②情報収集・分析	政策上の意思決定に資するよう情報収集・分析及びリスク評価を行う。			
③サーベイランス	早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行う。			
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	正確な情報を迅速に提供し、県民が適切に判断・行動できるようにする。			
⑤水際対策	国（検疫所等）と連携し、国内への病原体侵入を遅らせ、対策のための時間を確保する。			
⑥まん延防止	対策の効果と社会経済活動への影響を勘案の上、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。			
⑦ワクチン	個人の発症や重症化を防ぎ、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲とする。			
⑧医療	感染症医療の提供体制を確保し、県民の生命及び健康を守る。			
⑨治療薬・治療法	予防や治療に必要な医薬品等の供給や流通を的確に行う。			
⑩検査	患者の早期発見によるまん延防止、早期治療、流行実態の把握を行う。			
⑪保健	感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命・健康を保護する。			
⑫物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の実施が滞ることを防ぐ。			
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	県民生活及び県民経済の安定を確保する。			

<時期の区分>



5 対策推進のための役割分担

県	・ 特措法・感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。 ・ 医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応する。 ・ 平時において関係機関と協定を締結し、対応能力について計画的に準備する。
市町	・ 住民に最も近い行政単位としてワクチン接種や患者等の生活支援等を実施する。 ・ 保健所設置市である高松市は、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められている。
医療機関	・ 平時には県と医療措置協定を締結。院内感染対策の研修・訓練や感染症対策物資等の確保を推進する。 ・ 有事には医療措置協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への医療の提供等を行う。
指定（地方） 公共機関	・ 特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
登録事業者	・ 特定接種の対象であり、新型インフルエンザ等発生時にはその業務を継続的に実施するよう努める。
一般の事業者	・ 新型インフルエンザ等の発生に備え職場における感染対策を行う。特に多数の者が集まる事業者は平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
県民	・ 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、平素からの健康管理、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 対策項目ごとのポイント

◎は、本県における新型コロナ対応における課題に関する事項
(主要なもの)

対策項目① 実施体制

準備期	初動期	対応期
●行動計画の見直しと体制整備・強化 ・学識経験者の意見を聴き、行動計画を見直し。 ●国・市町との連携強化 ・平時からの連携体制の確認・訓練の実施。	●県対策本部の設置 ・政府対策本部が設置された場合、直ちに県対策本部を設置。 ・国の基本的対処方針に基づき、対策を推進。 ◎必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的に対応。	●総合調整の実施 ・必要に応じて、市町・指定（地方）公共機関が行う対策の総合調整を行う。 ●まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施 ・学識経験者の意見を聴き、営業時間変更等の要請・命令を実施。

対策項目② 情報収集・分析

準備期	初動期	対応期
●体制整備 ・訓練等を通じて実施体制の運用状況等の確認を行うなど、平時から体制を整備する。	●有事の体制への移行 ・国・JIHSが行う包括的なリスク評価を踏まえ移行する。 ●得られた情報の提供・共有 ・国・JIHSからの情報を住民や事業者に迅速に提供・共有する。	●体制の強化 ・感染症危機の経過等により情報収集・分析方法や実施体制を柔軟に見直し。 ●リスク評価（県内）の実施 ・国等の包括的評価を踏まえて、積極的疫学調査等の情報に基づき実施。

対策項目③ サーベイランス

準備期	初動期	対応期
●平時のサーベイランス ・急性呼吸器感染症（季節性インフルや新型コロナ）について、患者の発生動向・全国的な流行状況を把握。 ●人材育成 ・研修や訓練の実施を通じて人材の育成を図る。	●有事のサーベイランスの開始 ・疑似症サーベイランスを開始。 ・患者発生サーベイランス等を強化。 ●情報の提供・共有 ・有事のサーベイランスから得られた情報等を住民や事業者提供・共有。	●有事のサーベイランスの実施 ・流行状況に応じたサーベイランスを実施。 ・全数把握から定点把握等への移行が実施された場合、適切に対応。

対策項目④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
●発生前の情報提供・共有等 ・基本的な感染対策や、感染症の発生状況等の情報を提供・共有する。 ◎偏見・差別等に関する啓発を行う。	●迅速・一体的な情報提供・共有 ・発生状況・感染防止対策等について情報提供・共有。 ・一般的な相談に応じるコールセンターを設置。 ●偽・誤情報への対応 ・科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有。	●迅速・一体的な情報提供・共有の継続 ◎感染急拡大時にはコールセンターの相談体制の確保やホームページによる周知等の対策を実施。 ●リスク評価に基づく方針の決定・見直しに関する対応 ・病原体の性状等に応じた対応とその理由を説明

対策項目⑤ 水際対策

準備期	初動期	対応期
●検疫所等との連携 ・国が行う水際対策が円滑・効果的に行われるよう必要な協力を行う。	●検疫所等との連携強化 ・検疫措置の強化に伴い検疫所等との連携を強化。検査体制を速やかに整備。	●検疫所等の連携強化の継続 ・初動期における水際対策への対応を継続。

対策項目⑥ まん延防止

準備期	初動期	対応期
●発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・行動計画に基づく対策として想定される対策の内容や意義について周知広報を行う。 ・基本的な感染対策の普及を図る。	●まん延防止対策の準備 ・感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認を進める。 ・市町・指定（地方）公共機関等において業務継続計画等に基づく対応の準備を行うように要請。	●まん延防止対策の実施 ・感染症の特徴や病原体の性状等、国の基本的対処方針を踏まえるとともに、県民生活・県民経済への影響も十分考慮し、対策の強度を適切に決定。 ●強度の高い対策（まん延防止等重点措置・緊急事態措置）の検討・実施 ◎「封じ込めを念頭に対応する時期」・「病原体の性状等に応じて対応する時期」を中心に、病原体の性状や県内の状況に係るリスク評価等を踏まえて検討・実施。

対策項目⑦ ワクチン

準備期	初動期	対応期
●ワクチンの流通体制の整備 ・国からの要請により、ワクチンの円滑な流通体制構築について関係者と協議。 ●接種体制の構築 ・医療関係者等と連携した接種体制構築への準備。	●情報収集 ・ワクチンの供給量・必要な予算措置等の情報を国から収集。 ●接種体制の構築 ・国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者確保。	●接種の実施 ・初動期に構築した接種体制に基づく接種の実施。 ・追加接種に備えた接種体制の継続的な整備、拡充の検討。 ●情報の提供 ・予防接種に関する情報の周知・共有。

対策項目⑧ 医療

準備期	初動期	対応期
●医療提供体制の整備 ◎医療機関・民間宿泊事業者等との間で協定を締結。 ●人材の育成 ・医療機関等の研修や訓練を実施。 ●香川県感染症対策連携協議会の活用 ・関係機関との連携を図る。	●医療の提供等 ・感染症指定医療機関における受入確保。 ・対応期における医療提供体制が遅滞なく確保できるよう準備。 ●「相談センター」の整備等 ・有症状者等から相談を受ける「相談センター」を整備し、住民への周知を図る。	●時期に応じた医療の提供等 ・感染症指定医療機関・協定締結医療機関による必要な医療の提供を要請。 ・入院調整の実施 ●時期に応じた体制の構築 ◎「相談センター」の強化。 ・自宅療養・宿泊療養等の体制強化。

対策項目⑨ 治療薬・治療法

準備期	初動期	対応期
●医薬品等の備蓄 ・抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄。	●治療薬の配分等 ・国による配分に協力。 ・適正な使用の要請、適正な流通の指導。 ●新型インフルエンザの場合の対応 ・抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用、必要に応じた予防投与の要請を行う。	●治療薬の確保 ・増産された治療薬を必要に応じ確保。 ●新型インフルエンザの場合の対応 ・感染拡大時には、国備蓄分の配分を要請。 ・患者減少時には、次の感染拡大に備え補充。

対策項目⑩ 検査

準備期	初動期	対応期
●検査体制の整備 ・民間検査機関等との間で協定を締結。 ◎訓練等を活用した検査体制の維持。	●検査体制の整備 ・検査実施能力の確保状況を確認、速やかに有事の検査体制を立ち上げ。 ●検査実施の方針の周知 ・国からの情報に基づき県民に分かりやすく情報提供・共有。	●検査体制の拡充等 ・環境保健研究センターや検査等措置協定締結機関における体制を拡充。 ●検査実施の方針の周知 ・国からの情報に基づき県民に分かりやすく情報提供・共有。

対策項目⑪ 保健

準備期	初動期	対応期
●体制の整備 ・予防計画に定める感染症有事体制の状況を毎年度確認。 ・業務継続計画の策定。 ●人材育成・連携体制の構築 ◎研修・訓練等の実施。 ◎香川県感染症対策連携協議会の活用による連携。入院調整の方法や情報共有の在り方等について協議。 ◎平時から医療機関等情報システム（G-MIS）等を活用。	●有事体制への移行準備 ・保健所・環境保健研究センターにおいて健康危機対処計画に基づき感染症有事体制への移行準備を進める。 ●住民への情報提供・共有 ・有症状者等向け「相談センター」・一般的な相談に応じるコールセンターの設置。 ・HP等でリスク情報や対策の意義を共有。	●有事体制への移行 ・応援職員の派遣等を行う。 ●業務効率化・負荷軽減 ◎相談対応の一元化等を検討。 ・国の方針を踏まえ、積極的疫学調査を見直し。 ●健康観察・生活支援 ・外部委託や市町（高松市を除く。）の協力を活用。 ●宿泊施設の開設 ●感染状況に応じた取組 ・体制・業務を適時に見直し。

対策項目⑫ 物資

準備期	初動期	対応期
●感染症対策物資等の備蓄等 ◎県は、感染症対策物資等を備蓄し、定期的に状況を確認（使用推奨期限に留意する）。 ・医療機関における感染症対策物資等の備蓄等を推進。	●感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等 ・協定締結医療機関の備蓄・配置状況の確認。 ・不足が見込まれる場合等には、国や事業者と連携し、必要量の確保に努める。	●不足の場合の対応 ・国による個人防護具配布に協力する。 ●緊急事態措置としての対応 ・国等との物資の融通、輸送 ・売渡しの要請等を必要に応じて実施。

対策項目⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
●事業継続に向けた準備 ・国とともに指定地方公共機関における業務計画策定を支援・確認。	●事業継続に向けた準備の要請 ・従業員の健康管理の徹底・業態を踏まえた感染防止対策の準備を要請。	●県民生活・経済の安定の確保 ・事業者に従業員の健康管理の徹底・事業所等における感染防止対策の実施を要請。 ・事業者に対する支援など、県民生活・経済に関する必要な支援を実施。 ●緊急事態措置としての対応 ・指定（地方）公共機関等によるインフラ業務の遂行等

